

5 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準法による事業区分の決定

職員の勤務する県の機関が労働基準法による事業区分のいずれに該当する事業であるかは、労働基準法や労働安全衛生法の適用及びその労働基準監督機関の決定に重要な役割を果たすものであるが、この事業区分は当委員会と山梨労働局長がその都度協議して決定している。
なお、平成25年度は事業区分の変更はなかった。

(2) 労働基準監督機関の職権行使の枠組

職員には、原則として、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）が適用され、労働基準監督機関としての職権行使については、県の事業場のうち労働基準法別表第 1 第 11 号及び第 12 号に該当するもの並びに同表に該当しない官公署については、法第 58 条第 5 項の規定により、人事委員会がこれを行うことになっている。

(3) 平成 25 年 4 月 1 日現在の号別区分と労働基準監督機関

①労働基準法別表第 1 の号別区分と労働基準監督機関

監督機関	号別	業種	事業場名		
			知事部局	教育委員会	公安委員会
労働基準監督署	3 号	建設業	建設事務所（支所を含む。） 中部横断自動車道推進事務所 新環状・西関東道路建設事務所 流域下水道事務所		
	13 号	保健衛生業	児童相談所（一時保護課に限る。） 甲陽学園 あけぼの医療福祉センター 育精福祉センター 富士ふれあいセンター 食肉衛生検査所 精神保健福祉センター 保健福祉事務所 中北保健福祉事務所峡北支所	盲学校寄宿舎 ろう学校寄宿舎 支援学校寄宿舎	
人事委員会	12 号	教育研究業	職員研修所 消防学校 衛生環境研究所 環境科学研究所 総合理工学研究機構 宝石美術専門学校 工業技術センター（ワインセンターを含む。） 産業技術短期大学校 高等技術専門校 就業支援センター 水産技術センター（支所を含む。） 総合農業技術センター（高冷地野菜・花き振興センターを含む。） 果樹試験場 畜産試験場 酪農試験場 専門学校農業大学校 森林総合研究所	高等学校 盲学校（寄宿舎を除く。） ろう学校（寄宿舎を除く。） 支援学校（分校を含み、寄宿舎を除く。） 総合教育センター 図書館 埋蔵文化財センター 美術館 博物館 考古博物館 文学館	警察学校

②官公署の事業（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。）

監督機関	号別/業種	事業者名			
		知事部局	教育委員会	公安委員会	その他
人事委員会	官公署の事業	知事部局本庁 地域県民センター 林務環境事務所 農務事務所 県民生活センター 東京事務所 総合県税事務所 パースポートセンター 女性相談所 児童相談所(一時保護課を除く。) こころの発達総合支援センター 障害者相談所 動物愛護指導センター 大阪事務所 計量検定所 家畜保健衛生所 広瀬・琴川ダム管理事務所 荒川ダム管理事務所 大門・塩川ダム管理事務所 深城ダム管理事務所	教育庁本庁 教育事務所	警察本部(附 置機関を含 む。) 警察署(交番、 駐在所及び連 絡所を含む。)	議会事務局 人事委員会事務局 監査委員会事務局 労働委員会事務局 選挙管理委員会事務局 (地方事務局を含む。)

(4) 労働基準法等に基づく職権行使

労働基準監督機関には、許認可権限だけでなく、事業場への臨検、書類の提出命令等強力な指導権限が付与されており、人事委員会も、任命権者又は事業場の自主的取組を促しつつ、許認可事務、事業場への立入調査等を通じて適切な労働条件、安全衛生等の確保を指導している。

人事委員会が所管する事業場に対して、労働基準監督機関として平成25年度に行った許認可及び届出の受理等の状況は、次のとおりである。

(件)

内 容	件 数				根拠 法 令
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	合 計	
解雇予告除外認定	—	—	—	—	労働基準法第20条
非常災害時の理由による労働時間延長届	—	—	—	—	〃 第33条
時間外労働・休日労働に関する協定届	—	—	1	1	〃 第36条
断続的な宿直又は日直勤務許可	—	—	1	1	〃 第41条
総括安全衛生管理者選任報告	—	—	—	—	労働安全衛生規則第2条
衛生管理者選任報告	—	1	—	1	〃 第7条
産業医選任報告	—	1	—	1	〃 第13条
定期健康診断結果報告	—	—	—	—	〃 第52条
労働者死傷病報告	—	—	—	—	〃 第97条
ボイラー等の設置にかかる検査	3	—	—	3	ボイラー及び圧力容器安全規則 第14条等
機械等の設置届	1	—	—	1	〃 第10条等